（３）空港管理者及び撤去作業関係者が提供し、又は撤去作業支援に使用する資機材に係る同意書

航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

本同意書は、航行不能航空機の撤去作業に使用する資機材に関する責任の所在を明確にし、航行不能航空機の運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）、秋田空港内の撤去作業関係者及び空港管理者が相互に合意したことを示すものとする。

１．航行不能航空機の撤去作業に使用する資機材について

（１）空港管理者が所有する資機材は特になし

(2)撤去作業関係者が有する資機材は以下のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機材名称 | 保有事業者 | 使用方法等 | 式数 |
|  | ﾄｰｲﾝｸﾞﾄﾗｸﾀ（牽引車） | 秋田県消防防災航空隊・警察航空隊共用 | 小型機の牽引に使用する。荷重制限：26t使用可能時間：8:30～17:15 | 1 |
|  | 牽引ﾊﾞｰ | 秋田県消防防災航空隊 | BK117専用使用可能時間：8:30～17:15 | 1 |
|  | ﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾎｲｰﾙ | 秋田県消防防災航空隊 | BK117専用使用可能時間：8:30～17:15 | 1 |
|  | 手動式燃料ﾎﾟﾝﾌﾟ | 秋田県消防防災航空隊 | 使用可能時間：8:30～17:15 | 1 |
|  | 牽引ﾊﾞｰ | 秋田県警察航空隊 | BK117専用使用可能時間：8:30～17:15 | 1 |
|  | ﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾎｲｰﾙ | 秋田県警察航空隊 | BK117専用使用可能時間：8:30～17:15 | 1 |
|  | 手動式燃料ﾎﾟﾝﾌﾟ | 秋田県警察航空隊 | 使用可能時間：8:30～17:15 | 1 |
|  | ﾊﾞｯｸﾎｳ | 秋田空港維持管理共同企業体 | 搬入時間：約90分(9:00～16:00) | 1 |
|  | 敷鉄板 | 秋田空港維持管理共同企業体 | 搬入時間：約90分(9:00～16:00)※上記搬入時間は、運搬１回あたり６枚を想定しており、枚数によって搬入時間が異なる | 1 |
|  | ｸﾚｰﾝ車(ﾗﾌﾀｰｸﾚｰﾝ) | 株式会社堀川 | 搬入時間：約３０分(夜間及び休日は営業時間外) | 1 |
|  | 搬送ﾄﾗｸﾀｰ・ﾄﾚｰﾗｰ | 株式会社堀川 | 搬入時間：約３０分(夜間及び休日は営業時間外) | 1 |

２．撤去作業の内容に応じた人員の応援等について

空港管理者は依頼に基づき、撤去作業の種類に応じて、以下の人員の手配を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作業内容 | 所属 | 人数 |
| ① | 資機材•作業員(運搬•誘導•監視) | 保有事業者による秋田空港管理事務所 | 数名 |
| ② | 養生(地盤補強、燃料抜き取り) | 秋田空港維持管理共同企業体秋田県消防防災航空隊秋田県警察航空隊 | 数名 |
| ③ | 移動準備(玉掛け、ジャッキアップ、台車設置等) | 秋田空港維持管理共同企業体 | 数名 |
| ④ | 移動作業(かく座場所～ー時駐機場所) | 秋田空港維持管理共同企業体 | 数名 |
| ⑤ | 後処理(路面清掃、機材片付け) | 秋田空港管理事務所秋田空港維持管理共同企業体 | 数名 |

３．資機材の使用に関する免責事項について

　　①使用する資機材を毀損させた場合は、運航者等の責において、空港管理者の指定する方法で弁済すること。

　　②資機材を使用したことにより航空機に新たな損傷等（故意によるものを除く）を受けた場合の修理費は、運航者等が負担すること。

　　③資機材を使用したことにより空港管理者又は撤去作業関係者に負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。

４．資機材の使用について

　　①運航者等又は撤去作業関係者は、１．の資機材を使用し、航行不能航空機撤去作業を行う。

②空港管理者は、資機材の使用に関して運航者等又は撤去作業関係者を監視し、必要に応じて助言を行う。

上記すべての事項に同意します。

運航者等：

所属・代表者名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

年月日：

署名または記名：

撤去作業関係者

所属・代表者名：

住所：

電話番号：

年月日：

署名または記名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　空港管理者

秋田空港管理事務所

秋田市雄和椿川字山籠４９

０１８―８８６－３３６２

axtkanri@pref.akita.lg.jp

年月日：

署名または記名：